

監 査 結 果 報 告 書

定期（財務）監査結果報告

令和7年11月

苅田町監査委員

目 次

I 定期監査

第1	監査の目的	1
第2	監査の方法	1
1	監査の主な着眼点	1
2	監査の重点項目	1
3	監査の実施期間及び対象機関等	1
第3	監査の結果の概要	2
第4	各重点項目の監査結果	2
1	修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について	2
(1)	監査の内容	2
(2)	監査の視点	2
(3)	監査の結果及び意見	2
2	負担金、補助金、助成金等の交付事務について	2
(1)	監査の内容	2
(2)	監査の視点	3
(3)	監査の結果及び意見	3

I 定期監査

第1 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正・適切に行われているかについて、「苅田町監査基準」（令和2年苅田町監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の方法

監査の方法は、事前に提出を受けた資料について関係職員から説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

また着眼点及び重点項目については以下のとおりとした。

1 監査の主な着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的、効率的かつ効果的に執行されているか
- ③ 組織・運営の合理化に努めているか

2 監査の重点項目

- ① 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について
- ② 補助金、負担金及び助成金等の交付事務について

3 監査の実施期間及び対象機関等

- ① 実施期間 令和7年9月8日～令和7年11月28日
- ② ヒアリング日程及び対象機関

ヒアリング日程	対象機関	
11月6日	午前	総務課、水道課、デジタル推進室、農政課
	午後	財政課、税務課、危機管理室、人権男女共同参画室
11月7日	午前	こども課、都市計画課、下水道課
	午後	消防本部、学校教育課、生涯学習課、会計課
11月11日	午前	交通商工課、建設課、人事秘書課、福祉課

第3 監査の結果の概要

各重点項目について、関係書類の提出を求めて監査した結果、概ね財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。また検討・改善を要する事務処理も一部見受けられたため、各重点項目の監査結果を踏まえ、今後より一層、適切な事務の執行に努められたい。

第4 各重点項目の監査結果

1 修繕料、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

(1) 監査の内容

地方公共団体の事業執行にあたって、工事の請負や必要な物品・サービスの調達は、その多くが契約によってなされるものであり、契約のあり方は行政の適正かつ効率的な執行において重要な役割を果たすものである。また、財源が税金によって賄われるものであるため、競争性を基本とし、公平性、透明性、経済性の確保が重要となる。

上記を踏まえ、今回の監査は、所管課が締結した契約事務が経済的かつ効率的で、法や内部規範に基づき適正に執行されていたかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 契約事務は適正で、経済的かつ効率的か
- ② 隨意契約の理由は法令に照らして適正か
- ③ 契約変更の理由や手続きは適正か

(3) 監査の結果及び意見

監査を行った結果、契約事務については概ね適正であったが、次の通り改善・検討すべき事項が見受けられた。

工事請負契約について、着手後に設計変更を余儀なくされたことに伴う契約変更が散見され、変更率が30%を超える工事も見られた。契約変更にあたっては、工事設計等契約変更事務取扱規程を遵守し、予算作成や設計時には事前調査を綿密に行なう上で積算し、工期中みだりに設計変更が生じないよう努められたい。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約をした工事において、契約変更をしたため、最終支払額が苅田町契約規則第25条に規定される予定価格を超える工事がみられた。契約における競争性及び公平性確保の観点から、契約変更による予定価格の超過が生じないよう努められたい。

また、工事請負契約及び委託契約において、今後も物価及び人件費等が上昇する可能性があるため、予算作成や設計にあたっては市場価格を綿密に調査した上で積算し、見積書が提出された際には適正価格であるか精査するなど経済性の確保に努められたい。

2 負担金、補助金、助成金等の交付事務について

(1) 監査の内容

① 負担金について

負担金は、法令に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金や研修参加の負担金等がある。負担金の支出にあたっては、その目的が明確であり、かつ公益上の必要性を有するものを対象とし、経済的かつ効率的な支出に努めていく必要がある。このため、各課が支出している負担金について、適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

② 補助金、助成金等について

補助金、助成金等については、法で「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、町は公益上必要があると認めた場合にのみ、特定の事業や活動を助長、奨励するために、反対給付なく補助金を支出することができるものである。このため、各課の補助金等交付について、その性質や目的、効果に照らして適正に交付が行われているかについて聞き取りにより検証を行った。

(2) 監査の視点

- ① 負担金支出の目的・効果は適正か
- ② 補助金・助成金支出の目的・効果は適正か

(3) 監査の結果及び意見

負担金や補助金・助成金等の支出については、主に前年度から増加や減少があった項目及び新規の項目について聞き取りを行ったが、概ね適正なものであった。

負担金や補助金・助成金等の支出については概ね適正であったが、目的に沿って補助金等が使われているか精査するとともに効果の検証を行い、交付による具体的な効果を示せるよう努められたい。